

国の森林環境税（仮称）の検討内容について

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

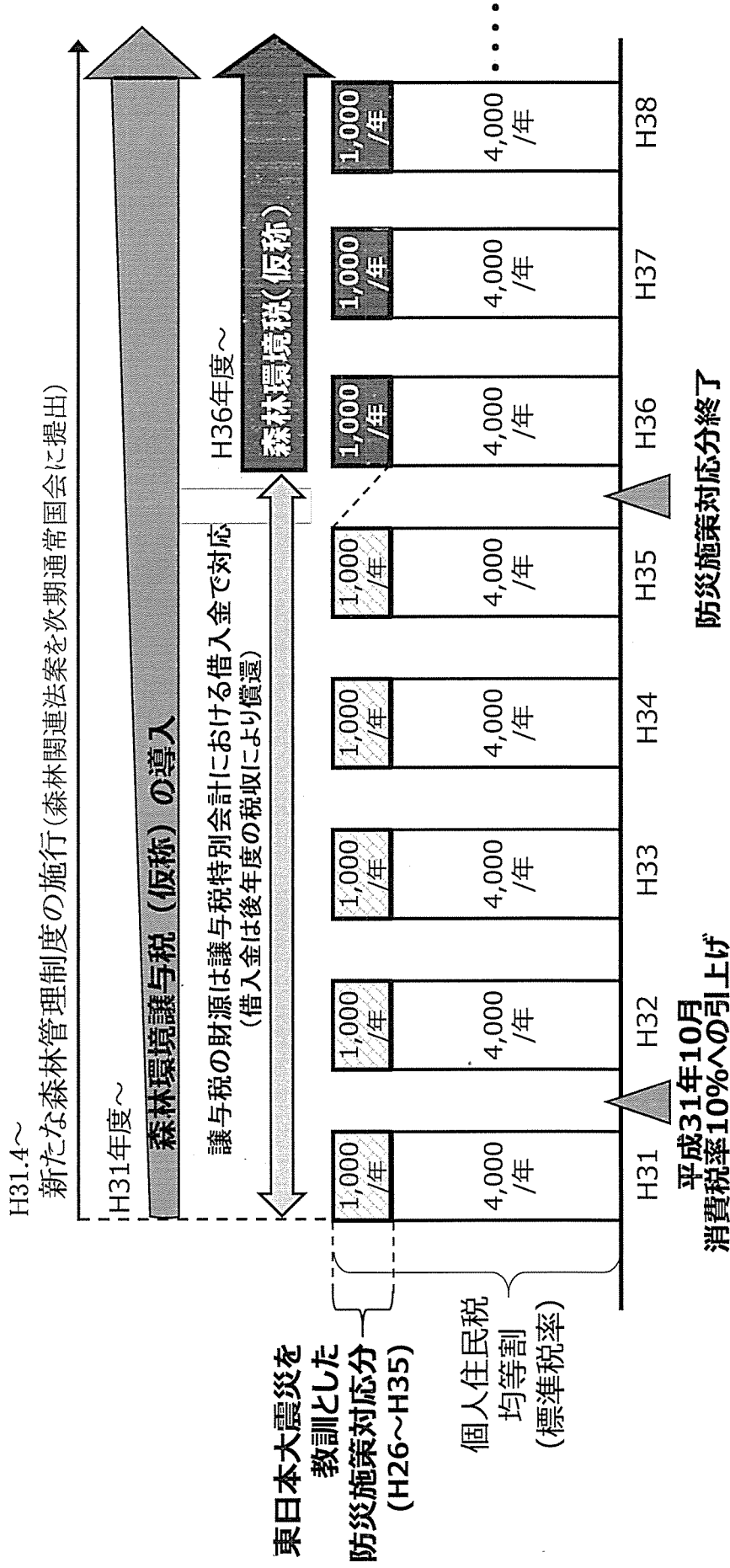
<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があるあり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の徴収を先行して充てるという考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の徴収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

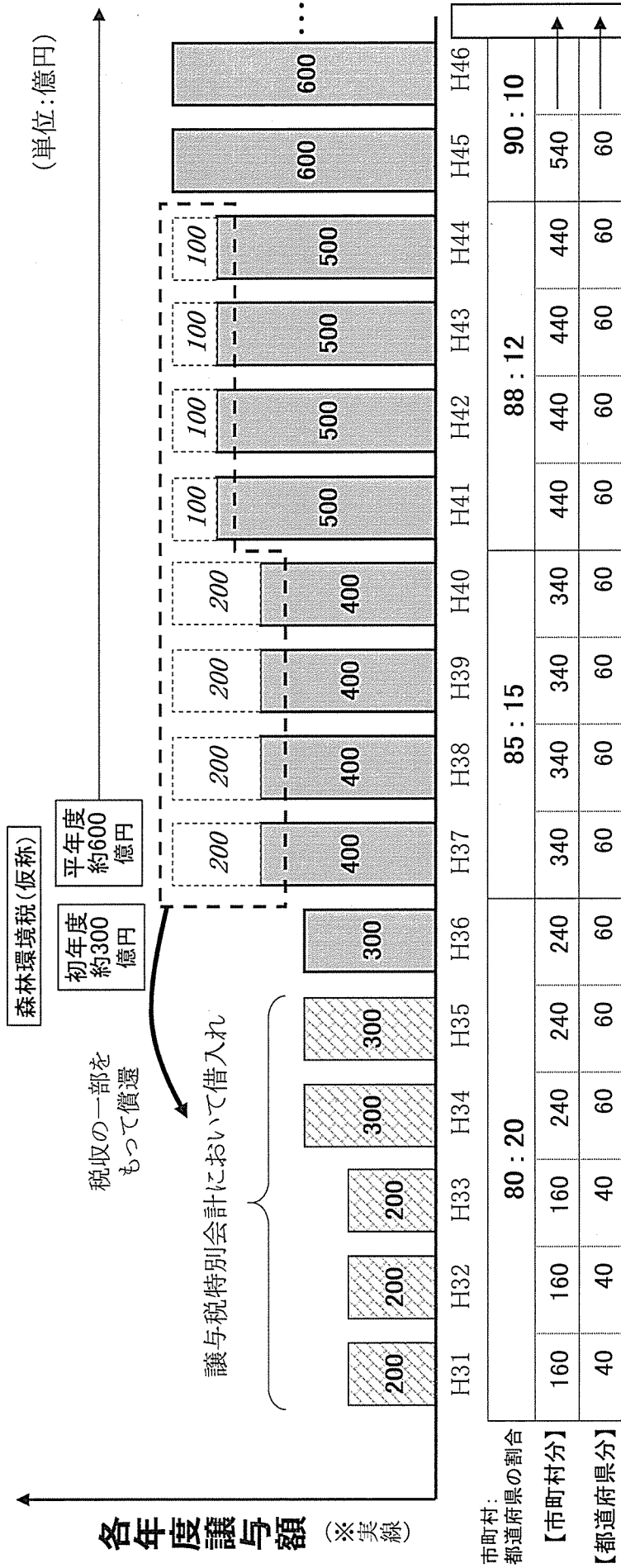
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるといふ考えの下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※税金は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税金(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)

20% : 林業就業者数

30% : 人口

市町村分 ——— 市町村と同じ基準

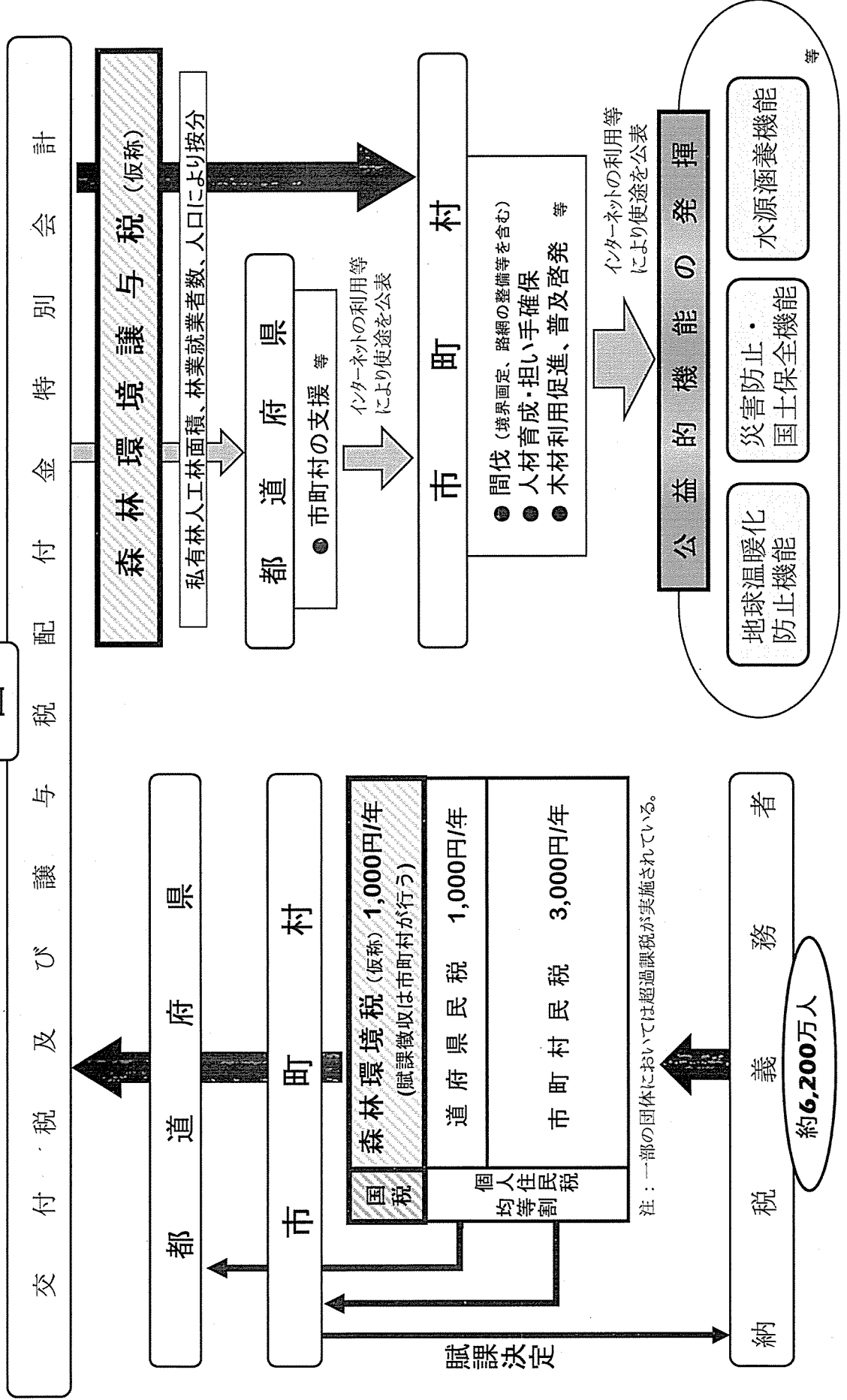
都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

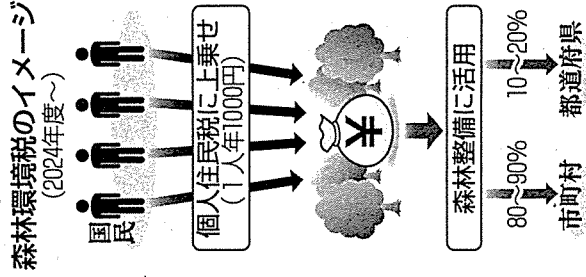
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

平成31年度から施行



2024年度に創設する「森林環境税」は、手入れが行き届かなくなった森林の整備に充てる。全国で約6千万人が納める個人住民税に1人当たり年間千円を上乗せして徴収し、全額を自治体に配る。ただ、法令で使い道を限定するため、



森林環境税

1人千円、全額自治体に

独自に同種の税金を導入している自治体では二重課税」と受け取られかねない。

創設を24年度に先送りするのは、東日本大震災を教訓とする防災事業に使う財源として、23年度まで個人住民税が1人当たり年千円上乗せされているため、負担増に配慮した。

税収は年間600億円程度と見込まれ、市町村が所有者に代わって間伐した

り、林業の担い手育成、木材利用の促進に充てたりする。他の分野には転用できない。

森林整備の財源として独自の課税をしている地域も多い。政府・与党はこれらの継続を念頭に置いているが、目的などの違いを明確化し、無駄な事業が生まれないかチェックが必要だ。

自治体への配分は新税創設に先立つ19年度に始める。林野庁が19年度に導入

する新たな森林管理制度に間に合わせる。

特別会計の借金で財源を確保し、23年度まで年200億〜300億円を自治体に配分。借金は新税創設後の税収で返済する。配分割合は当初、都道府県は20%、市町村は80%とし、段階的に市町村分を増やして最終的に90%にする。

各自治体への配分額は森林面積や人口を基準に決める。

森林保全を目的とした「森林環境税」は2024年度の創設が決まった。地方の住民税に上乗せし、約6200万人から1人年1000円を徴収する。23年度までは東日本大震災からの復興事業費として、住民税に1000円上乗せしており、24年度から切り替わることになる。集めたお金は国の特別会計で管理し、国は私有人工林の面積や林業就業数などに応じて自治体に配分する。

日本は国土面積の7割近くを森林が占める。現在も戦後の復興期に大量に植林されたスギやヒノキなどが伐採期を迎えているほか、山の管理に関心の低い所有者も目立ち荒廃の懸念が高

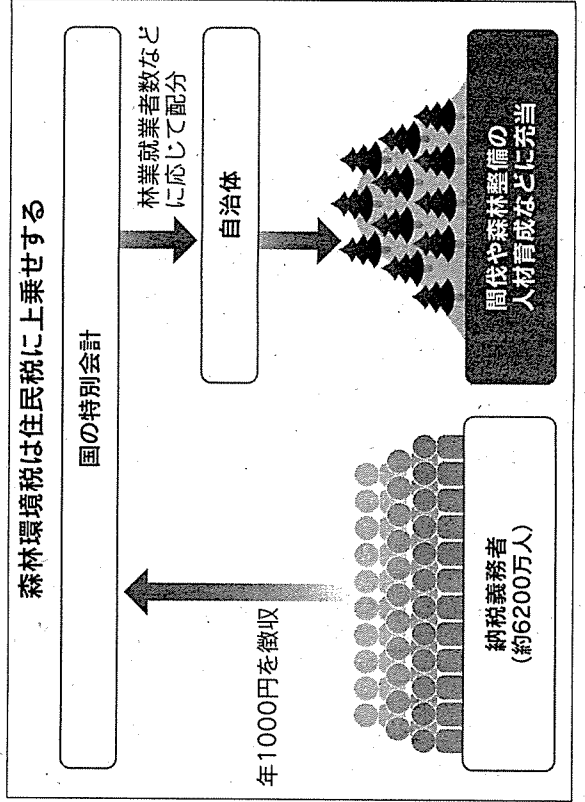
■ 森林環境税

24年度から年1000円徴収

まっている。森林環境税は市町村が主体となり間伐などの手入れや専門人材の育成、木材の利用促進などに使う。

創設を要望した林野庁は多くの国民に新たな負担を求める理由として、森林が持つ公益性を理由にあげる。森林は地球温暖化防止や山崩れなど災害を防ぐ機能があり、森林が身近になり都市部の住民にも保全の恩恵はあるとしている。

ただ、37府県と横浜市はすでに森林環境税と同様の目的で独自に年300〜1200円を課税している。個人住民税に上乗せする形式も同じだ。こうした地域住民は国と自治体に二重で税を徴収される。



住民税1000円上乘せ

「森林環境税」24年度から

森林整備の財源に充てるため、住民税に上乘せして年1千円を徴収する「森林環境税」が24年度に導入される。課税対象は約6万人。年間で約600億円と見込まれる徴収は、森林面積などに応じて市町村や都道府県に配られ、荒れた森林を所有者に代わって自治体が管理する事業などに使う。地球温暖化の防止や国土保全につながるとして、

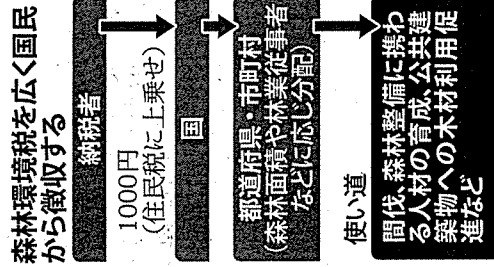
国民に広く負担を求めるというが、やはり使い道があまりと批判されている。森林環境や水資源の保全のための税金は37府県と横浜市がすでに住民税に年300～1200円を上乘せする形で独自に徴収している。こうした課税が続けば、これらの自治体に住む納税者にとっては、同じような目的の税を何重も負担するようになる。

森林環境税

森林管理の財源として2024年度から「森林環境税」を導入する。住民税に上乘せし、1人当たり年1000円を徴収する。

地球温暖化の防止や水源保全の一環として、増加する所有着木明林などを管理するための財源とする。

全ての国民が森林の恩恵を受けているとして、住民税を納税している人（現在約6200万人）すべてが対象



森林環境税を広く国民から徴収する

となる。徴収は将来的に年約600億円と見込まれた。徴収した税金は既存の特別会計に入れたうえで、私有林の面積や林業従事者数などに応じて市町村や都道府県に配分。自治体は、間伐や林業の担い手の人材育成、公共建築物への木材利用促進などにあてる。税金は24年度から徴収する。政府は23年度まで、東日本大震災の復興などに必要

な財源を住民税に上乘せして徴収している。この間に徴収すれば負担が増すため、上乘せ措置の終了後とした。ただ、森林の管理は前倒しで進める必要があるとして、自治体には既存の特会にすでにあるお金を借りて19年度から先行して配分する。先行配分で減った特会のお金は、森林環境税の徴収開始後の税収で穴埋めする。森林保全などを目的

にした税金は、高知県など37府県と横浜市がすでに独自に導入しているが、それらの自治体の住民は、自治体が廃止しない限り上乘せされる。【釣田祐宣】

「全国民に恩恵」一律1000円

森林吸収源対策税制に関する検討会 報告書 (概要)

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税(仮称)の必要性

- 森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵。
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする既存の施策では、適正な森林管理に限界。
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する新たな森林管理システムの構築に向けて検討中。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)を創設することが必要。

具体的な制度設計に関する提案

基本的な仕組み

- 国税として、森林環境税(仮称)を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。
- 地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。

具体的な制度設計

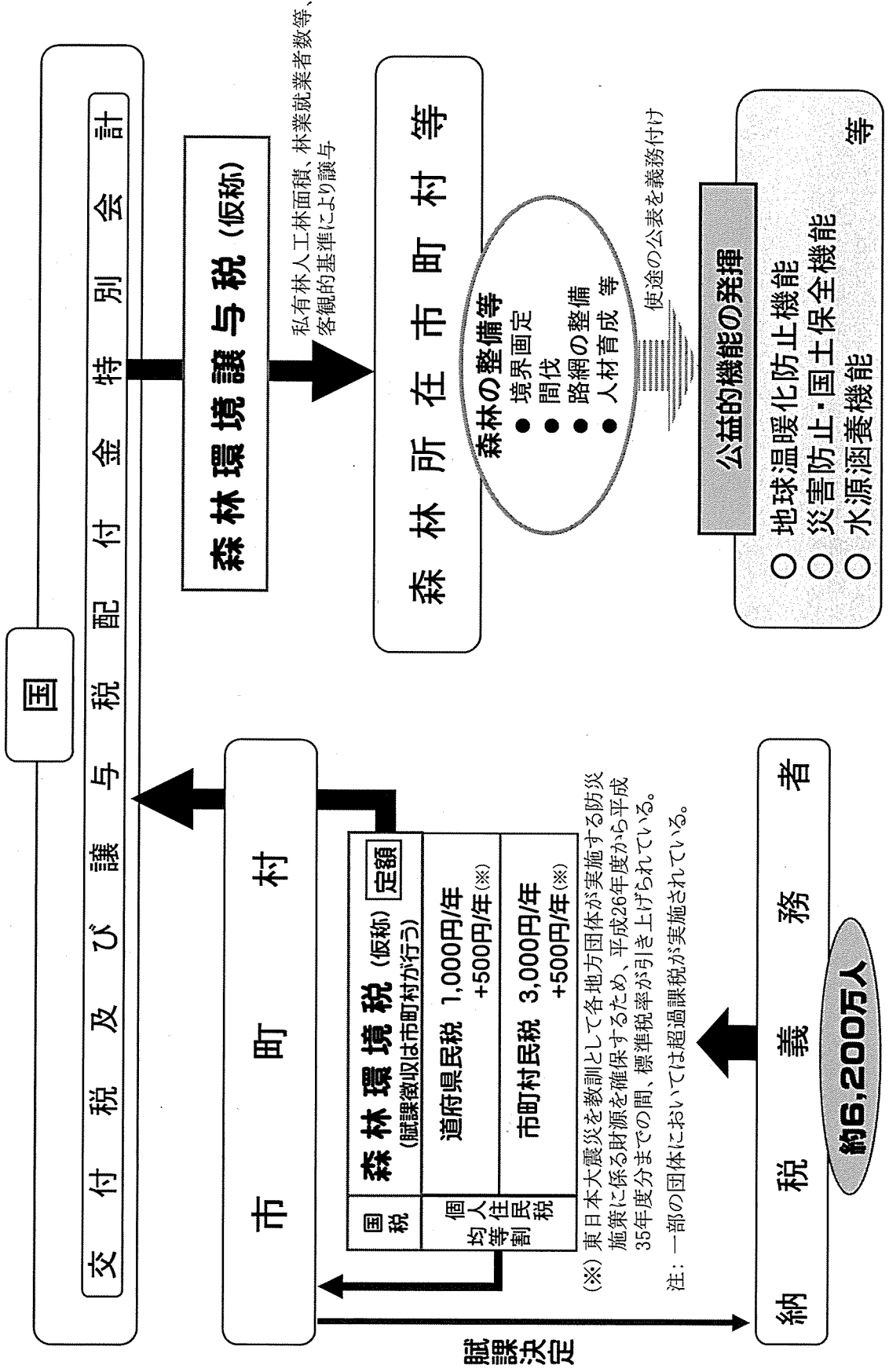
項目		制度設計の方向性
森林環境税 (仮称)	課税主体	国
	納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を定める。
	賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う。
	特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込む。
森林環境譲与税 (仮称)	譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額の全額に相当する額
	使途	市町村が行う森林整備に関する施策及びそれを担う人材の育成・確保に関する費用等 ※木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見もあり。
	譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定。使途の範囲に応じて、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられる。必要に応じて補正。
	譲与団体	森林が所在する市町村が基本。ただし、都道府県による市町村への支援等が不可欠であることから、都道府県に対して、譲与税を含めた財政措置の検討が必要。 ※全額を市町村に譲与すべきとの意見もあり。
	使途の公表	譲与を受ける地方団体に対して、インターネットの利用等の方法により使途を公表することを義務づけ。

新税の創設に当たっての課題等

- 新税創設のためには、**国民(納税者)の理解**が得られることが不可欠。東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源確保のための税制上の措置や府県等の超過課税も勸奨した上で、**国民の負担感に配慮**する必要。
- **府県の超過課税との関係**については、**国として、各府県の超過課税の見直し時期等を踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべき。**
- 得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、**市町村における事業実施体制の確保も必須。**
- **使途の範囲及び都道府県への譲与**については、関係者の意見にも留意しつつ、**二層の整理が必要。**
- 森林環境税(仮称)を国税として設計する以上、**非課税限度額の設定や減免のあり方**について、**全国で統一的な取扱いをすることが基本。**これに基づきつつも、**市町村の課税実務が円滑に進むよう、慎重な制度設計が必要。**

(参考) 森林環境税(仮称)の制度設計に関する提案のイメージ

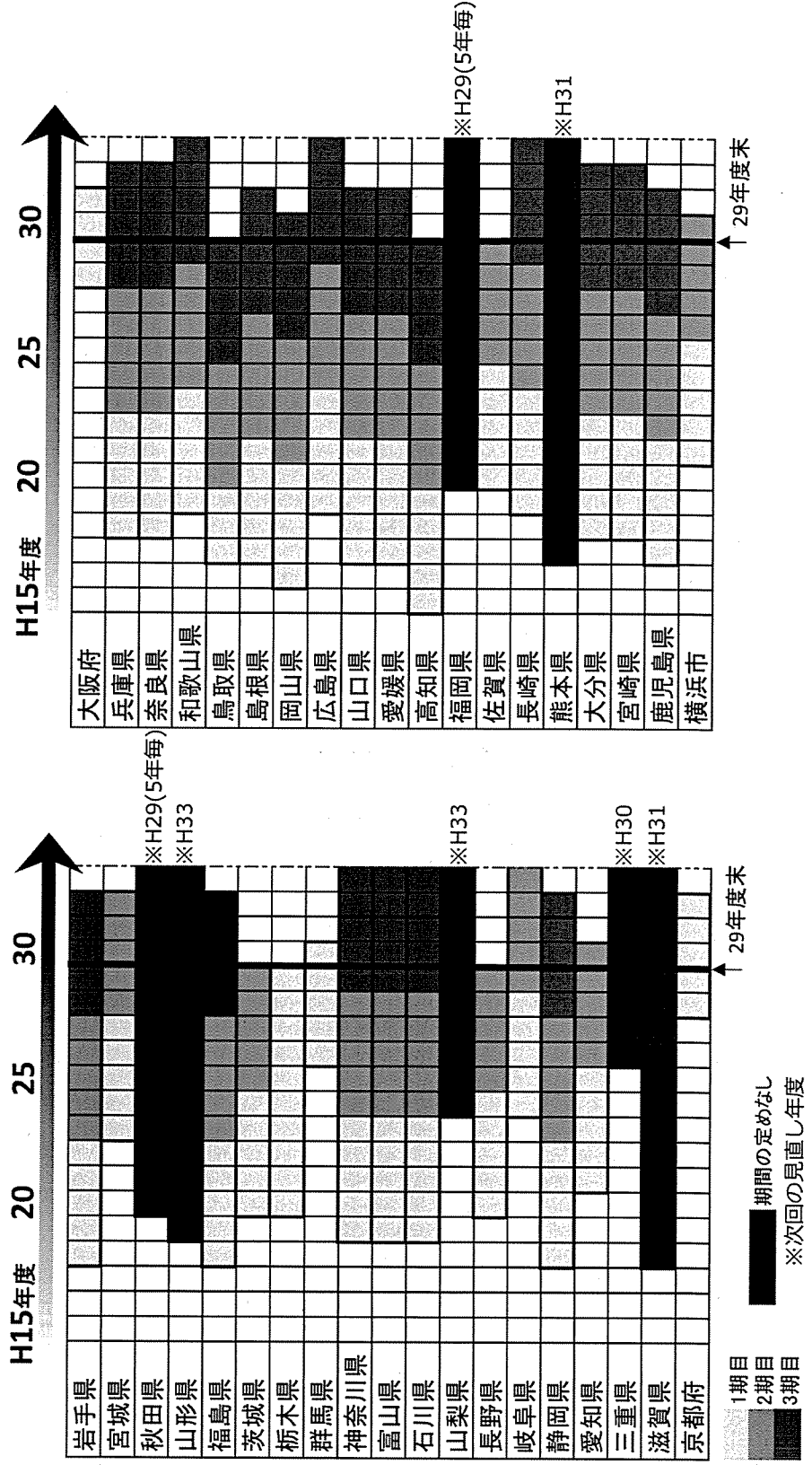
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



図表15

森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の導入状況と導入時期

- 平成15年度の高知県における導入以来、同様の取組が拡がり、現在は37府県1市にて実施。
(H15年度 1団体 → H19年度 23団体 → H24年度 34団体 → H29年度 38団体)
- 期間の定めのある県においては、その都度住民の理解を得て、2期、3期と実施期間を延長。



森林に関連する事業例

森		林		整		備	
<p>森林関連法令の改正によって 市町村の役割が 増加するもの</p>							
①	森林整備の前提となる事前調査	②	条件不利地の私有林人工林における間伐代行とそれに必要な路網整備等	③	人材育成・担い手確保	④	私有林天然林等の整備
<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の意向調査 所有者情報の確認 境界画定 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐(私有林の代行間伐、寄附を受け入れた森林の間伐) 間伐に必要な路網の整備 育成複層林化等のための造林、保育 	<ul style="list-style-type: none"> 職員等の研修 外部人材の登用 担い手の就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> 天然林の手入れ 里山林の整備 平地林の整備 	⑤	私有林人工林における林業生産活動支援	⑥	木材利用拡大・普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等 	<ul style="list-style-type: none"> 等
<p>都市部も含めて存在する需要</p>							
<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の木質化 木質バイオマスへの活用支援 CLT等新製品の開発支援 広報誌の作成 環境教育 							

具体的な事業例

※配分基準は、用途の範囲に伴い、上記の事業による需要と相関の高い指標を用いて設定すべきではない。

「森林吸収源対策税制に関する検討会」報告書(H29.11月)抜すい

4. 森林環境税（仮称）創設に当たったの課題等

本検討会では、新たな森林管理システムが施行されることを念頭に置いて、必要な財源を確保するためにあるべき税制の姿を検討してきたところであるが、実際に森林環境税（仮称）を創設するには、更に、以下に掲げる課題等を考慮する必要がある。新税の課税を開始する時期については、新たな森林管理システムの施行時期を踏まえつつも、社会経済情勢等にも鑑みながら、以下の課題等を踏まえ、検討することが必要である。

（ 略 ）

（府県における超過課税との関係）

森林整備等については、超過課税による財源も活用しながら、これまで都道府県が積極的な役割を果たしてきたが、今後、新たな森林管理システムの下で、都道府県だけでなく、森林現場に最も近い市町村が、地域の実情を踏まえつつ、森林整備に携わっていくこととされ、森林環境税（仮称）はそのための財源に充てられるものである。

これを踏まえれば、国の森林環境税（仮称）は府県の超過課税に取って代わるものではなく、都道府県と市町村がそれぞれの事業内容等について必要な協議を行った上で、両方の財源を効果的に活用してこれまでに森林整備等を推進していくことが期待される。

一方で、各地域の住民の立場からすれば、森林環境や水源環境の保全等という同様の趣旨により、地方団体の超過課税に加えて、国の森林環境税（仮称）による負担が上乗せされるように感じられるため、全国知事会からは、超過課税への影響が生じないようにしつつかりと調整すべき、との意見が出されている。

しかし、各府県が導入している超過課税は、税額や用途、実施時期等が団体により様々であり、また、それぞれの創意工夫の下、地域住民の合意を得た上で実施しているものである。短期的に、国の森林環境税（仮称）と各府県すべての超過課税との調整を図るのは難しい状況にある。

国としても、各府県の超過課税の内容を尊重し、その見直し時期等を踏まえつつ、両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応を行うよう努めるべきである。

（ 略 ）

（用途の範囲及び都道府県への譲与）

森林環境譲与税（仮称）の用途の範囲及び都道府県への譲与については、検討会として一定の考え方を示したものの、先述のとおり、異なる意見も示された。これらについては、譲与基準や収税規模にも影響を与えるものであるため、政府・与党における検討に際しては、引き続き、関係者の意見にも留意しつつ一層の整理が必要である。